県民税利子割

金融機関などから受け取る預貯金などの利子等について、支払いの際に課税されるもので、所得税 (国税) と一緒に、利子等の支払いをする金融機関などを通じて納めます。



納める人

県内の金融機関などから利子等の支払いを受ける個人が、その金融機関などを通じて納めます。

※ 利子等とは?…特定公社債以外の公社債の利子、預貯金の利子のほかに、抵当証券、掛金、金貯 蓄(投資)口座、一時払保険等の金融類似商品の収益も含まれます。



納める額

税額 = 利子等の額 × 5%



申告と納税

金融機関などが利子等から税額を差引き、毎月分をまとめて翌月の10日までに申告し、納税します。



非課税

次の利子等には課税されません。

				区 分	非課税限度額
障	害	者	等	少額預金非課税制度(マル優)	元本350万円
勤	労		者	①財産形成住宅貯蓄	元本、①、②をあわせて550万円
到				②財産形成年金貯蓄	

- 1 利子等についての非課税手続には、金融機関等の窓口に非課税貯蓄申告書等を提出することが必要です。
- 2 障害者等とは、身体障害者、寡婦年金受給者などをいいます。
- 3 表以外に所得税法等において非課税とされている利子等があります(当座預金、納税準備預金、納 税貯蓄組合預金、こども銀行預貯金の利子など)。



市町村への交付

県に納入された県民税利子割のうち、個人の納めた部分から事務費を控除した額の5分の3が市町村の個人県民税の額に応じて市町村に交付されます。

茨城県からのお知らせ 地方税電子申告システム「eLTAX(エルタックス)」をご利用ください

県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割は、令和3年10月1日から電子申告・電子納税を行うことができるようになりました。詳しくは16ページをご覧ください。